## 食品安全委員会(第500回会合)議事概要

日 時:平成26年1月20日(月) 14:00~15:20

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:熊谷委員長ほか6名出席

傍聴者:報道0名、行政機関3名、一般7名

## 議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

農薬 25品目(全てポジティブリスト関係)(一括削除)

①1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン

②アザコナゾール

③アニラジン

4アラマイト

⑤クロゾリネート

⑥クロルブファム

⑦クロルベンシド

**⑧**クロロクスロン

⑨ジオキサチオン

**⑩ジノテルブ** 

**⑪ジフェナミド** 

**②ジメチリモール** 

(13)スルプロホス

14ダイアレート

**(15)**ナプタラム

**16**ニトロタールイソプロピル **17**バーバン

18ピラゾホス

**19ブロモホス** 

**②**グロモホスエチル

②ホラムスルフロン

②ホルモチオン

②メカルバム

② メタクリホス

②モノリニュロン

・農薬及び動物用医薬品 1品目 (ポジティブリスト関係) (一括削 除)

フェンクロルホス

- ・動物用医薬品 3品目(全てポジティブリスト関係)(一括削除) (1)2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール ②ビチオノール
  - ③ミロキサシン
- →厚生労働省から説明。

本品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに 食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産して いる動物に使用されていないこと又は本品目が国内において農作物及 び動物に使用されておらず、かつ本品目が使用された農作物及び動物 の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前 提とした場合、当該残留基準の削除については、食品安全基本法第1 1条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らか であるときに該当するものとされた。

- 特定保健用食品 1品目キリン 午後の紅茶 ヘルシーストレート
- →消費者庁から説明。

本件については、新開発食品専門調査会において審議することとなった。

- (2) 農薬専門調査会における審議結果について
  - ・「ピリミカーブ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集につ いて
  - →担当委員の三森委員及び事務局から説明。 取りまとめられた評価書(案)については、意見・情報の募集に入る こととし、得られた意見・情報の整理、回答(案)の作成及び評価書 (案)への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。
- (3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
  - ・「クロラムフェニコール」に関する審議結果の報告と意見・情報の 募集について
  - →担当委員の三森委員及び事務局から説明。 取りまとめられた評価書(案)については、意見・情報の募集に入る こととし、得られた意見・情報の整理、回答(案)の作成及び評価書 (案)への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。
- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について ・添加物「ビオチン」に係る食品健康影響評価について
  - →事務局から説明。

「添加物として適切に使用される限りにおいて、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- ・農薬「クロチアニジン」に係る食品健康影響評価について
- 農薬「ハロスルフロンメチル」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「プロパモカルブ」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「メタラキシル及びメフェノキサム」に係る食品健康影響評価 について
- →担当委員の三森委員及び事務局から説明。

「クロチアニジンの一日摂取許容量を0.097 mg/kg 体重/日と設定する。」、「ハロスルフロンメチルの一日摂取許容量を0.1 mg/kg 体重/日と設定する。」、「プロパモカルブの一日摂取許容量を0.29 mg/kg 体重/日と設定する。」、「メタラキシル及びメフェノキサムの一日摂

取許容量を0.022 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

・農薬「イマザピック」に係る食品健康影響評価について

#### →事務局から説明。

「イマザピックの一日摂取許容量を0.27 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- ・農薬「アミノエトキシビニルグリシン」に係る食品健康影響評価に ついて
- 農薬「エトベンザニド」に係る食品健康影響評価について
- 農薬「エポキシコナゾール」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「トリシクラゾール」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ピフルブミド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「プロシミドン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「プロピザミド」に係る食品健康影響評価について

## →事務局から説明。

「アミノエトキシビニルグリシンの一日摂取許容量を0.0002 mg/kg体重/日と設定する。」、「エトベンザニドの一日摂取許容量を0.044 mg/kg体重/日と設定する。」、「エポキシコナゾールの一日摂取許容量を0.0069 mg/kg体重/日と設定する。」、「トリシクラゾールの一日摂取許容量を0.05 mg/kg体重/日と設定する。」、「ピフルブミドの一日摂取許容量を0.0073 mg/kg体重/日と設定する。」、「プロピザミドの一日摂取許容量を0.035 mg/kg体重/日と設定する。」、「プロピザミドの一日摂取許容量を0.035 mg/kg体重/日と設定する。」、「プロピザミドの一日摂取許容量を0.019 mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)に通知することとなった。

- ・農薬及び動物用医薬品「テフルベンズロン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬及び動物用医薬品「フィプロニル」に係る食品健康影響評価に ついて

# →事務局から説明。

「テフルベンズロンの一日摂取許容量を0.01 mg/kg 体重/日と設定する。」、「フィプロニルの一日摂取許容量を0.00019 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)に通知することとなった。

・動物用医薬品「ノルフロキサシン」に係る食品健康影響評価につい て

- ・動物用医薬品「ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤 (インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2% 散)の再審査」に係る食品健康影響評価について
- →事務局から説明。

「ノルフロキサシンの一日摂取許容量を0.014 mg/kg 体重/日と設定する。」、「ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散)が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)に通知することとなった。

- (5) 食品安全関係情報(11月30日~12月13日収集分)について
  - →事務局から報告。

オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)が11月29日に公表した遺伝子組換えトウモロコシの長期毒性に係る論文への対応に関する消費者向け情報の概要を報告。

- (6)「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成25年12月分)に ついて
  - →事務局から報告。
- ・なお、会議の冒頭、500回目の節目として、熊谷委員長から、食品安全委員会は、今後とも、新たな10年に向けて、国民の皆様の健康保護を最優先に、科学に基づく食品の安全性の確保に取り組んでいきたいとのご挨拶があった。